

「越後 お発ち飯」商標登録第 5016487 号 名称使用 規約

「越後 お発ち飯」実施の主旨・目的 お発ち飯実行委員会は、越後の誇りとも言える「伝統ある産物と食文化」を守りながら再発信し、それぞれの地域が個性を活かしながら発展することを願い、これを目的とする。

米飯・米の加工品を中心に据え、特に来訪者を対象に地域の本物を正しくまっすぐに発信し、同時に地域在住者にもその価値の再確認を促すものとした。したがってイベント主催者の深い理解と、「お発ち飯実行委員会」との信頼関係に基づき、品質基準と食事形態をよく相談した上で加盟を認め、加盟管理事務を行い、必要な物品の貸与・販売または開発を行う。

「越後 お発ち飯」名称使用にあたって

1. 主旨・目的を理解し賛同すること。
2. 名称使用は、期間限定あるいは通年のイベントとして使用する。(最長1年間)
3. 共有したい認識(別紙)をよく理解すること。
4. 特に、良質なその地の米を用い釜で炊き、そのままあるいは工夫して供し、さらにその地の産物・入手可能な食材に自ら伝来の手法で調理した料理を添えることを必ず遵守すること。
5. 日本酒は、当該市町村か旧郡の範囲、または新潟県内の隣接市町村の銘柄をお出しすること。

「越後 お発ち飯」加盟の手順と契約条件

1. 名称使用は「お発ち飯実行委員会」が審査して認定した、食事または物品について使用できる。その際、イベント主催者は「お発ち飯登録加盟料(料金は別表による)」を支払い、「お発ち飯実行委員会」は写真を撮影し、品質管理資料と連絡事務費用に当てる。
2. 使用期間は、イベント主催者と「お発ち飯実行委員会」が相談し決定する。(最長1年間、別途更新可能)
3. “のぼり旗”と“竿”(期間終了後必ず返却すること)の貸与最低本数(料金は別表による)

屋外または団体イベント	最低 3 本 ~ 10 本
温泉旅館・ホテル・休憩施設をもつ食堂・ドライブイン等	4 本
食 堂	2 本
お弁当を含む物品販売	2 本(店舗形態によっては1本)
食品・物産製造事業者	(相談により決定)

4. “お発ち飯しおり”の購入・使用の義務づけ(料金は別表による)

お発ち飯を冠したイベント	参加者全員分(団体保険加入者分)
お発ち飯実施を含むイベント	参加者の半数(団体保険加入者分の)
店舗のお食事や販売	お一人様一食分に1枚・販売品1点に1枚

5. “のぼり旗”“竿”の貸与料金、“お発ち飯しおり”・“合同告知協力費”の料金などはすべて前金とし、振込を確認してからの発送とする。また振込手数料、貸与・購入物品の送料はイベント主催者負担とする。

6. 「お発ち飯実行委員会」が、記載の『名称使用にあたって』と『加盟の手順と契約条件』を遵守していないと判断した場合は、イベント主催者に通知し、“のぼり旗”“竿”“お発ち飯しおり”を即時回収することができる。その場合でも、「お発ち飯登録加盟料」・“のぼり旗”“竿”の貸与料金・“お発ち飯しおり”の購入料金などは返還しないものとする。“のぼり旗”“竿”返却後のチェックにおいて破損・欠品があった場合は、別途、主催者・代表者が連帯して精算する。

7. その他

「お発ち飯実行委員会」は、宣伝・告知などを独占しようとするものではありません。しかし、主旨・目的から逸脱すること、権利の侵害は認めません。「越後 お発ち飯」を使用・掲載する宣伝・告知関連の印刷物や放送原稿、ホームページ掲載記事などについては、実施要項と原稿または校正紙2部提出の上で許可を得ること、さらに完成品2点を送付することを義務づける。その際の審査と許可・管理費は実費とする。

8. 違反について

本記載条項に違反した場合、類似品を制作使用した場合は、商標登録の権利に基づき法的な手続きを執ります。

2007年5月17日 制定